

SMILE

☆ 今月も笑顔(スマイル)でスタート

4月号 Vol. 75

今月の SMILE

上海市では外国籍者にもワクチンの接種が開始されました

まいど おおきに！

2021年3月29日から、上海市における外国籍適齢者は国産ワクチンの接種対象範囲内となりました。つまり日本人駐在員のように外国籍者でも申請すれば中国国産ワクチンを接種できるということになります。そこでこの中国国産ワクチンとは、どのようなワクチンなのかについて、3月21日国務院協働予防抑制機構が、現在、5社3種類のワクチンが承認されていることを発表しました。今月はこの発表で紹介された5種類のワクチンの内容を取り上げました。

1. 国药中生北京公司 新型冠状病毒灭活疫苗(VERO 細胞)
2020年12月31日に条件付きで承認されました。いわゆる不活性ワクチンです。新型コロナウイルス自体を培養し、増幅させてからウイルスの感染性や病原性を消失させ、投与後は人体に免疫応答を誘導すると考えられています。接種回数は2から3回。
2. 北京科兴中维生物技术有限公司 新型冠状病毒灭活疫苗(VERO 細胞)
2021年2月5日に条件付きで承認されました。不活性ワクチンで、内容及び接種回数も1と同じです。
3. 康希诺生物股份公司 重组新型冠状病毒疫苗(5型腺病毒载体)
2021年2月25日に条件付きで承認されました。アデノウイルスベクターワクチンです。「新型コロナウイルス抗原遺伝子」を積んだ運び手(ウイルスベクター)のようなものです。「新型コロナウイルス抗原遺伝子」は、ヒトの細胞に送達された後、自己複製することも病気を引き起こす能力もありませんが、新しいコロナウイルスのタンパク質抗原を発現し、体の免疫系を刺激して抗体を産生すると考えられています。接種回数は1回。
4. 国药中生武汉公司 新型冠状病毒灭活疫苗(VERO 細胞)
2021年2月5日に条件付きで承認されました。不活性ワクチンで、内容及び接種回数も1と同じです。
5. 中国科学院微生物研究及び安徽智飞龙科马公司联合研究 重组新冠疫苗(CHO 細胞)
2021年3月18日に緊急使用として承認されました。組替タンパク質ワクチンです
遺伝子工学により、遺伝子操作された細胞の内面にある病原体抗原タンパク質を精製し、ワクチンを調製します。接種回数は3回。
日本で報道されているコロナワクチンではファイザー社がmRNA ワクチンで、アストラゼネカ社がウイルスベクターワクチンだそうです。打つか打たないか、打つならどこで打つか、自分たち一人一人がよく考える必要がありますね。

では今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう！



中国PPI、2月は2年強ぶりの大幅上昇 CPIは低下幅縮小

3月10日に中国国家统计局が発表した2月の生産者物価指数(PPI)は、前年比で1.7%上昇した。中国国家统计局が発表した2月の生産者物価指数(PPI)は前年比1.7%上昇した。伸び率は1月の0.3%から加速したほか、市場予想の1.5%を上回り、2018年11月以来の大きさとなった。輸出急増に沿う内容となり、中国経済の堅調な成長に対する期待が強まりそうだ。2月の輸出(ドル建て)は前年比154.9%だった。PPIは前年との比較によるベース効果で押し上げられた面もある。中国では昨年2月、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、事実上のロックダウン(都市封鎖)措置が導入されていた。消費者物価指数(CPI)は前年比0.2%低下し、1月(0.3%)から低下幅が縮小した。ロイターがまとめた市場予想は0.4%低下だった。各国では、世界経済の過熱リスクを巡る懸念を背景にインフレ高進観測が高まり、金融市場に動揺をもたらしている。

中国は2021年の経済成長率目標を6%超と、市場予想より控えめな水準に設定したが、一部のエコノミストは実際の成長率が8%を超える可能性もあるとみている。キャピタル・エコノミクスのアジア中国担当エコノミスト、ジュリアン・エバンスプリチャード氏はリサーチノートで、「最近のCPIのマイナスが続くとは思わない。豚肉価格のベース効果のシフトで食品価格が少しずつ押し上げられるほか、労働市場のタイト化がコア・インフレを押し上げ、石油価格の上昇でエネルギー価格が反発する」と指摘した。また「最近の当局者の発言がタカ派に傾いていることを考えると、中国人民銀行(中央銀行)は今年政策引き締め動く」との見方を示した。だが当局者は、海外で新型コロナウイルスの感染拡大が続き、需要が抑制される中、外部環境は依然として厳しいと警告している。政府は先週、今年CPI伸び率目標を約3%と比較的控えめに設定した。尚、昨年CPI上昇率は2.5%で、目標の約3.5%を下回った。

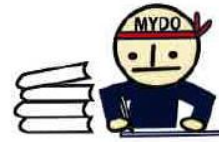
中国1月と2月の貿易統計 輸出額 去年同期比60%余の大幅増

中国の1月と2月の貿易統計が発表され、輸出額は新型コロナウイルスの感染拡大で企業活動が停滞した去年の同じ時期と比べて60%余りの大幅な増加となった。中国の税関当局が7日発表した1月と2月の貿易統計によると、輸出と輸入を合わせた貿易総額は、8,344億9,000万ドルと去年の同じ時期と比べて41.2%増えた。このうち輸出額は4,688億7,000万ドルと60.6%の大幅な増加となった。去年の同じ時期の輸出は、新型コロナウイルスの感染拡大による企業活動の停滞で大幅に落ち込んでいたため、今回は統計にその反動が現れたことに加え、税関当局は、「欧米の生産や消費の回復が中国の製品への需要を増加させた」としている。また輸入額は3,656億2,000万ドルと去年の同じ時期と比べて22.2%増加しており、内需の回復が続いていることも示している。

中国の輸出は、世界的な感染拡大の影響によるマスクや医療機器の需要の高まりに加え、パソコンなどの電子機器も好調で、去年6月以降プラスの状態が続いており、中国経済の回復を後押ししている。



企業会計準則第 14 号-収益(改訂)について 第 6 回 契約コスト



前月号では、新収益基準の第 2 章の「認識」の中のステップ5にあたる「履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する」を取り上げました。今月号は、第 4 章の「契約コスト」について取り上げます。

日本の「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号)では、棚卸資産や固定資産等、コストの資産化等の定めが IFRS の体系とは異なるため、IFRS 第 15 号における契約コスト(契約獲得の増分コスト及び契約を履行するためのコスト)の定めを範囲に含めていません。

一方、中国では新収益基準の第 4 章の中で契約コストを定めています。構成としては、契約を履行するためのコスト(第 26~27 条)、契約獲得のための増分コスト(第 28 条)、資産化した契約コストの償却方法(第 29 条)、そして減損(第 30~31 条)になっています。

1. 契約を履行するためのコスト(新収益基準第 26~27 条)

企業が契約履行のために発生するコストが、他の会計基準の適用範囲に含まれておらず、かつ同時に以下の条件を満たす場合、契約履行コストを資産として認識されるものとするとし、その条件として、次の項目を定めた。

- (1) 当該コストと現在または獲得できると見込まれる契約との間に、直接人件費、直接材料費、製造費用(或いは類似費用)を含む直接的な関連があり、顧客がコストを負担することが明確になっており、かつ当該契約のみに起因して発生するコストであること。
- (2) 当該コストは、将来、契約履行義務を履行するために企業が用いる資源を増加させること。
- (3) 当該コストの回収が見込まれること。

例えば、A 社が、B 社に管理サービスを提供する契約を結んでいるとし、契約期間を 5 年とします。A 社は、B 社にサービスを提供する前に、A 社社内で使用するための情報技術プラットフォームを設計および構築しました。情報技術プラットフォームは、関連するハードウェアとソフトウェアで構成されていました。A 社は、設計計画を提供し、情報技術プラットフォームを B 社の既存の情報システムに接続し、関連するテストを実施する必要があります。プラットフォームは B 社に譲渡されませんが、B 社にサービスを提供するために使用されます。A 社は、プラットフォームの設計、ハードウェアとソフトウェアの購入、および情報センターのテストの費用を負担しました。これに加えて、A 社は B 社へのサービス提供を担当する 2 人の従業員を割り当てました。

この例では、契約を履行するために A 社が負担する上記の費用のうち、ハードウェアとソフトウェアの購入費用は、固定資産と無形資産の基準に従って会計処理する必要があります。設計サービス費用と情報センターのテスト費用については、他の企業会計基準の適用範囲に含まれておらず、これらのコストは契約の履行に直接関係し、将来の履行義務の履行(つまり管理サービスの提供)のために A 社の資源を増やします。そして A 社は、将来提供されるサービスに対して請求される対価を通じて費用を回収できると見込んでいるので、A 社はこれらの費用(契約コスト)を資産として認識する必要があります。一方、A 社がプロジェクトを担当する 2 人の従業員に支払った給与は、B 社へのサービスの提供に関連しているものの、履行義務を履行するための会社の将来の資源を増加させることはないため、当期の費用として計上する必要があります。

2. 契約獲得のための増分コスト(新収益基準第 28 条)

企業が契約取得に要した増分コストの回収が見込まれる場合は、契約取得費用として資産として認識しますが、資産の償却期間が 1 年を超えない場合は、発生時に当期の費用に含めることができます。

増分コストとは、契約を取得しなければ、企業には発生しない原価(販売コミッションなど)を指します。

契約取得のために企業に発生する、将来回収の見込みがある増分コスト以外のその他の支出(契約が取得されているかどうかに関係なく発生する旅費など)は、発生時に当期の費用に計上するものとします。但し顧客が負担することが明確である場合を除きます。

例えば、A 社の社内規則によれば、営業部門の従業員は、新規契約ごとに 100 元のコミッションを受け取り、既存の契約の更新ごとに 60 元のコミッションを受け取ることができます。A 社は上記の手数料は、契約が成約できたら、これら

のコストを回収できると見込んでいます。

この例では、A社が新しい契約を取得するために従業員に支払う100元の手数料は、契約を取得するために発生する増分コストであり、回収も見込まれます。したがって、資産として認識する必要があります。同様に、既存の契約の更新のためにA社が従業員に支払う60元のコミッションも、契約を取得するために発生する増分コストです。これは、契約の更新が発生しない場合、対応するコミッションは支払われません。そしてこのコミッションは回収される見込みであり、A社は契約が更新されるたびに関連するコミッションを資産として認識するものとします。

3. 資産化した契約コストの償却方法(新収益基準第29条)

上記の第26条及び第28条に従って認識された資産(以下、「契約コストに関連する資産」とする)は、当該資産に関連する財・サービスの収益の認識と同様の基準で償却方法が採用され、当期の費用に計上します。

4. 契約コストに関連する資産の減損(新収益基準第30~31条)

契約コストに関連する資産の帳簿価額が、以下の2つの項目の差よりも高い場合、超過分は減損として引き当てられ、資産減損損失として認識されなければなりません。

(1)当該資産に関連する財・サービスの譲渡により、企業が取得すると予定されている対価残高。

(2)関連する財・サービスの譲渡のために、発生する原価の見積価格。

契約コストに関連する資産の減損損失を確定する際に、企業はまず、企業の他の関連する会計基準に従って認識される契約に関連するその他の資産と共に減損損失を確定します。その後、この規定に従って、契約原価の関連する資産の減損損失を確定します。

来月号では、第5章の「特定取引の会計処理」を取り上げます。

印紙税の立法化について

第十三回全国人民代表大会常務委員会が近日、「中華人民共和国印紙税法(草案)」(以下「草案」と略称)を発表し、中国人大網の公式サイト(www.npc.gov.cn)において2021年3月29日までの意見募集を開始しました。印紙税法が正式に実施されると、国務院が1988年8月6日に公布した「中華人民共和国印紙税暫定条例」(以下「暫定条例」と略称)は廃止されることとなります。

今回の「草案」によれば、現行税制の枠組みと税負担の水準を現状のままに保ちつつ、従来の「暫定条例」と証券取引の印紙税に関する規定を法律のレベルに引き上げ、課税対象と税率などについて適宜調整を行いました。

「草案」は全20条で、主な内容は次のとおりです。

1、納税者

中華人民共和国国内において課税文書を締結、受領し、あるいは証券取引を行う単位及び個人である。

2、課税対象

「草案」の添付とする「印紙税税目税率表」に記載された契約書、財産権利譲渡文書、営業帳簿及び証券取引を指す。

3、税目税率

現行の税率水準を維持するとともに、税目税率を適宜簡素化し、税負担を軽減する。

- ① 賃貸契約書、売買契約書、技術契約書、証券取引などの税目は、現行税率を据え置く、
- ② 加工請負契約書、建設工事契約書、貨物運送契約書の適用税率を現行0.05%から0.03%に引き下げる、
- ③ 営業帳簿の適用税率を0.05%から0.025%に半減する、
- ④ 権利、許可証明書に対して一件当たり5元の印紙税を徴収することを取り消した。

4、課税ベース

契約書や財産権利譲渡文書に列記された代金または報酬の金額(明記の増値税を含まない)、営業帳簿に記載された払込資本金(株式資本)と資本積立金の合計額、証券取引の場合は取引金額とする。

5、減免税優遇措置

現行の優遇措置は基本的に変わらず、従来の免税規定を維持すると同時に、現行の関連文書に規定された優遇措置の一部を法律のレベルに引き上げる。また、国民経済と社会発展の必要に応じて、国務院は印紙税を減免するその他の状況を規定し、全国人民代表大会常務委員会に届出を行うことができることが定められる。

そのほか、「草案」では印紙税の納税地、源泉徴収義務者、納税額の計算徴収方法、印紙税票の使用管理などの事項についても規定しています。



新「行政処罰法」―「処罰するか否か」に関する考察(1)

1. はじめに

2021年1月22日、改正後の「行政処罰法」(以下、「新法」という)が採択され、2021年7月15日から施行される。これは1996年に同法が施行されて以降、初めての大きな改正となる。今回の改正では、「行政処罰」の定義が明確化され、違法行為に対する処罰の軽減、免除に関する法定事由が整備されたほか、処罰の時効、手続などの面で多くの改正がなされた。以下において、新法の重点内容の一部について、「処罰するか否か」をめぐって考察する。

2. 「処罰する」―新たに追加された行政処罰の定義及び種類

新法は、定義+列挙という方法によって「行政処罰」の定義を定めている。すなわち、行政処罰とは、「行政機関が法により、行政管理秩序に反した公民、法人又はその他組織に対して、権益の減少又は義務の増加という方法をもって懲戒を与える行為」と定めている(2条)。また、同法9条では、主な行政処罰の種類を列挙しているが、現行の「行政処罰法」と比べて、戒告・譴責、資質等級の引下げ、及び生産経営活動の制限、生産停止・操業停止命令、閉鎖命令、就業制限などの「行為罰」が行政処罰に加えられている。これらの新たに追加された処罰のうち、次に掲げる2つは企業又は個人の経営及び就業と直接に関係してくるものであるため、これらについて重点的に分析する。

(1) 資質等級の引下げ

一部の法令では、相応の生産経営又は就業活動を行う際に取得しなければならない一定の資質条件が定められており、それぞれの資質等級ごとに従事が認められる活動の範囲は異なる。例えば、「建築法」では、建築活動に従事する企業に対し、相応の等級の資質を取得しなければならないことが要求され、自社の資質等級を上回る工事を請け負うなどの違法行為について、「資質等級の引下げ」の処罰を科すことができる、としている。新法は、「建築法」などの既存法令の定めを確認し、「資質等級の引下げ」を行政処罰の一種として新たに設けた。

このほかにも、例えば、税関の輸出入監督管理における「企業信用等級」の引下げ調整(この場合、中国語の「降級」に該当)に関する管理措置も見受けられるが、これは実質的には行政処罰ではないと解される。その理由としては、この信用等級の引下げ調整は、実質的には過去に発生した違法行為の程度に基づき、その全体的なコンプライアンスレベル、信頼度に関する評価の引下げであり、これらの信用等級の引下げによってもたらされるのは、通関上の便宜(例えば、検査率の低減、担保免除などの利便化措置)が一部享受できなくなることであるため、行政処罰の定義として新法2条に定める「権益の減少又は義務の増加という方法をもって懲戒を与える行為」とは異なると理解すべきものである。

(2) 生産経営活動の制限、生産停止・操業停止命令、閉鎖命令、就業制限

この種の処罰に関しては、既に現行法令に明確な規定があり、行政法執行の実務において一般的に用いられている。例えば、「食品安全法」では、食品安全に関わる犯罪について有期懲役以上の刑罰を科された場合には、食品生産経営管理業務に一生涯従事してはならず、食品生産経営企業において食品安全管理の担当を務めることもできないことが定められている。

今回の改正では、「生産経営活動の制限、生産停止・操業停止命令、閉鎖命令、就業制限」が行政処罰の種類として新法に組み込まれ、「食品安全法」などの既存法令の適用にさらなる便宜が図られている。また、この種の行為罰は、処罰対象の生産経営及び個人の就業に直接関わるため、新法では当事者から聴聞手続を求めることができるものとして明確にされている。

3. 「処罰しない」―新たに追加された処罰免除の事由

処罰免除の事由として、新法では既存の「違法行為が軽微であり、かつ速やかに是正され、危害の結果をもたらさなかったときは、行政処罰を与えない」との定めを維持しつつ、新たに2つの処罰免除となる事由を追加しており、注目に値する。

(1) 初めての違法行為で危害結果が軽微かつ速やかに是正されたときは、行政処罰を免除しうる

この処罰免除の事由には、①初めての違法行為であること、②危害の結果が軽微であること、③速やかに是正されたこと、という3つの要件が定められている。そのうち、「初めての違法行為」であることは、この処罰免除条項の適用にあたり主な前提条件となる。

「初めての違法行為」を処罰免除の事由とすることについては、新法の公布前にも既に一部の省市において模索が続けられていた。例えば、『北京市ビジネス環境改善条例』の徹底遂行に関する北京市市場监督管理局の実施意見では、「初めての違法行為などの軽微な違法行為」については処罰を免除しうると示されている。

新法に定められた「初めての違法行為」で処罰が免除される要件は、上述北京市の規定よりも厳格であるが、法律で行政処罰の免除について定められたことは、当事者の合法的権益の保護に資するものと評価できる。

(2) 当事者が主観的過ちの不存在を証明するに足る証拠を有するときは、行政処罰を与えない

行政処罰について、行為者の主観状態を考察するか否か、現行の「行政処罰法」ではこれを明確に規定していない。新法は、「当事者が主観的過ちの不存在を証明するに足る証拠を有するときは、行政処罰を与えない事由に該当すると明確に定めている。この条文の適用について、次のとおり分析する。

① 主観的過ちであって「主観的故意」ではないこと

主観的な過ちには、一般に「故意」と「過失」という 2 つの形態が含まれる。新法で用いられているのは「主観的過ち」であって「主観的故意」ではないことから、過失により生じた違法行為は、相応する法令の規定に基づき、依然として行政処罰の対象になると解される。例えば、「税関行政処罰実施条例」15 条では、輸出入貨物の品名、HS コード、数量、価格、原産地などの申告不実については、違法所得の没収、過料などに処すと定めている。当該条項が対象としているのは、故意ではない過失の状況である一方、故意による虚偽申告又は隠蔽報告である場合には、密輸としてより厳しい行政処罰が科され、状況によっては刑事責任が追及される。

② 主観的過ちの不存在は「当事者が証明するに足る証拠を有する」ことが重要

新法の定める「当事者が主観的過ちの不存在を証明するに足る証拠を有する」ことの適用については、次のポイントに注目すべきであろう。

まず、それぞれ異なる違法行為類型に応じて、当事者の主観的過ちの不存在を証明しうるポイントを捉える必要がある。例えば、食品安全に関する事件に関し、「食品安全法」136 条では、「食品事業者が本法に定める入荷検査などの義務を履行し、その購入した食品が食品安全基準に適合していないことを知らなかったことを証明する十分な証拠を有し、かつ、入荷した貨物の出所を事実のとおり説明できる場合には、処罰を免除することができる」と定めている。本条の規定は、新法に定められた当事者に主観的過ちがない場合には処罰しないという原則と一致していると解される。この類型の事件において、食品事業者が「食品安全法」の規定に従い尽くすべき義務を履行し、例えば、完全な入荷検査制度を確立し、入荷した事件関連商品について逐一入荷検査を実施して記録を残し、メーカー又はサプライヤーの提供する商品の合格証明書や相応の書類及び検査報告書をチェックした場合には、「主観的過ちの不存在を証明するに足る証拠を有する」ケースに該当し、法により処罰は与えられないこととなる。また、注目すべきポイントとして、「食品安全法」における「処罰を免除することができる」との規定と比較すると、新法ではより直接的に「行政処罰を与えない」と定めており、新法の当該原則に対する強化と肯定の姿勢を示している。

次に、当事者は十分な証拠によって自らの「主観的過ちの不存在」の挙証を重視する必要がある。新法は、「当事者が主観的過ちの不存在を証明するに足る証拠を有するときは、行政処罰を与えない」と規定しており、その主旨は、「当事者」であることから、一定程度において当事者の挙証責任を強調しているものと解される。

したがって、関連行政処罰事件に関わってしまった場合、当事者として、行政処罰の調査、事情聴取などの過程において、積極的に主張、挙証を行い、それにより効果的に自らの合法的な権益を保護することが求められる。

4. 「処罰するか否か」— 処罰の時効に関する新たな変化

(1) 特殊分野における処罰の時効を 5 年まで延長

新法では、一般的な情状について処罰の時効を 2 年と定めているが、そのほかに特別規定として、公民の生命・健康・安全、金融の安全に関わり、かつ危害の結果が生じた場合には、処罰の時効を 5 年まで延長すると定めている(36 条)。

「公民の生命・健康・安全」及び「金融の安全」の具体的な範囲をどのように判断するかが、本条を実行する際の重要なポイントになる。現行の関連規定からすると、「公民の生命・健康・安全」に関わるものとしては、食品、食用農産物、医薬品、医療機器、特殊設備などが含まれ、「金融安全」に関わるものとしては、株価操作、内部取引、虚偽説明、違法な資金調達などの情状があると解される。当然のことながら、処罰の時効を 5 年とする場合の要件は「危害の結果が生じた」ことであり、これは、単に潜在的な危害があるだけではなく、結果として実際に危害が生じていることだと解される。

(2) 違法行為が連続する状態の認定

違法行為が連続する状態である期間の計算方法について、新法と現行の「行政処罰法」は一致しており、いずれも「行為の終了日から計算する」としている。

これに関し、旧国务院法制弁公室は、湖北省人民政府法制弁公室の「違法行為が連続又は継続する状態の認定方法に関する伺い」に対する回答文書において、違法行為が連続する状態とは「違法行為者が同一の違法の故意に基づき数件の独立した行政違法行為を連続して実施し、かつ同一の行政処罰の規定に抵触すること」と定めている。つまり、連続して実施された違法行為は同一の違法な故意に基づくものであり、故意でなければ、連続した行為と認定されるべきではないと解される。違法な故意が存在する場合には、連続する行為として認定、処罰されることとなり、「過罰相当原則」及び公平・合理的原則に合致するものとなる。

5. おわりに

以上、新法による「処罰するか否か」という観点から、改正後の新法のポイントを簡潔に分析した。行政処罰の対象となりうる当事者の企業は、自社の状況を踏まえ、効果的に新法の関連規定を活用して、自社の合法的な権益を保護することが期待される。

情報提供: 金杜律师事务所

特別連載読み物



ナニワのおっちゃん経営道！
《新コーナー》 社会人・企業人としての「ものの見方・みえ方」について語る！

第71回 : 「上司が偉くて、部下が“ばか”で、当たり前！いつまでも、部下を“ばかだ、ばかだ！”と言いつつ続けている上司こそ、“ほん(ものの)ばか！”である！！部下が“ばか”だからこそ、あなたは上司になれている！むしろ、“感謝！”“感謝！！”と思うべし！！！」

4月と言えば、皆さんの会社でも、そろそろ「新入社員」が入ってくる時期ですね。当然企業内では、「上司・部下」とか「先輩・後輩」という新たな「人間関係」が生まれます。一般的に言って、新たな世界に入ってきた新人は、“知らなくて”、“できなくて”当たり前！ですね。よくよく考えてみれば、「“相対的に知らない、できない部下・後輩” がいてくれてこそ、こんな私が“上司・先輩”になれている！」・・・と思うべし！！

そう思えば、感謝の気持ちもわいてきて、自然に、「部下・後輩にしてやれることは、何かないか？」などと考える余裕も生まれ、スムーズな人間関係を築くことができいくものです。

そんな上司・先輩が、“知らない、できない部下・後輩” たちに、教えて、育てて、“できる、知ってる部下・後輩” に仕上げていると、お互いの心も通じやすく、かつ、お互いに“感謝の気持ち”もわいてきて、明るい職場ができあがり、職場の成果も一層向上していくことでしょう！

上司・先輩の方々、一度部下・後輩に、「中元か歳暮」を贈ってみたいかがでしょう！？(フフフ・・・冗談、冗談！)

お問い合わせは
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海国際貿易中心 2415 室

TEL: +86-21-6407-0228 FAX: +86-21-6407-0185

E-mail: info@shmydo.com URL: <http://shmydo.jp>